

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例新旧対照表

部分は改正部分

改正後			改正前		
別表第1(第48条関係)			別表第1(第48条関係)		
区分	摘要	手数料	区分	摘要	手数料
家庭 廃棄 物	市長が 収集、 運搬及 び処分 をする 場合	家庭廃棄物指定収集 袋の種別に応じて以 下に定める額 大1組(10枚入り)に つき <u>640円</u> 中1組(10枚入り)に つき <u>320円</u> 小1組(10枚入り)に つき <u>160円</u> 特小1組(10枚入り) につき <u>80円</u>	家庭 廃棄 物	市長が 収集、 運搬及 び処分 をする 場合	家庭廃棄物指定収集 袋の種別に応じて以 下に定める額 大1組(10枚入り)に つき 800円 中1組(10枚入り)に つき 400円 小1組(10枚入り)に つき 200円 特小1組(10枚入り) につき 100円
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		